

総説

運動部活動の地域移行における現状とその課題

岩間 英明

The Current Situation and Issues Surrounding the Regional Transfer of Athletic Club
Activities

IWAMA Hideaki

要 旨

学校の運動部活動地域移行の論議は、学校教育の大きな問題点として社会的にも取り上げられ、すでに数年が経とうとしている。しかし、地域移行の意義や必要性の理解は進みつつも、多くの課題を抱えたまま具体的な動きは停滞気味である。地域移行が思うように進んでいない現状と、それらの課題が持つ意味やその背景について整理・考察し、これまでの運動部活動の成果や課題などを踏まえながら、運動部活動地域移行の課題を解決するための方向性について検討する。

キーワード

運動部活動 地域移行 地域の受け皿

目 次

- I. はじめに
- II. 運動部活動地域移行の問題点
- III. まとめ 運動部活動地域移行に向けて

注

文献

I. はじめに

学校の運動部活動地域移行の論議は、教員の「働き方改革」という労働問題と相俟って学校教育の大きな問題点として社会的にも取り上げられるようになり、すでに数年が経とうとしている。いくつかの地域で先進的な取り組みは見られるものの、多くの地域では地域移行の意義や必要性の理解は進みつつも、多くの課題を抱えたまま、具体的な動きは停滞気味であるというのが現実である。

文部科学省(以下、文科省)の動向をみても、2021(令和3)年10月に「第1回 運動部活動の地域移行に関する検討会議」を開催し、翌4年6月に「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言」を取りまとめた。その中で公立中学校の部活動については、休日の運動部活動から段階的に地域移行していくことを基本とし、2023(令和5)年度の開始から3年後の2025(令和7)年度末を「改革集中期間」として、部活動の地域移行完了を目標に定め、本格的に運動部活動の地域移行は始動し始めた。しかし、地方自治体の首長との意見交換や、教育委員会、PTAなど各種学校関連団体から、「3年間の移行達成は現実的には厳しい」「各自治体の検討状況がさまざまなレベルである」「地域移行ではなく、部活動指導員の活用や合同部活動から始めたい」といった声が上がったことから、3年間での地域移行完了を実質的に断念している¹⁾。

運動部活動の地域移行、すなわち学校から運動部活動を切り離すという論議はこれが初めてではなく、これまでも何度となく取り組まれてきたことである。しかし、部活動の歴史的な流れ、教育的視点、競技力、教育行政など、多様な視点や立場から語られながら、今日まで具体的な大きな変革はみられなかった。

そこで本研究では運動部活動の地域移行が思うように進んでいない現状と、その課題について整理した上で、それらの課題が持つ意味やその背景について考察し、これまでの運動部活動の成果や課題などを踏まえながら、運動部活動地域移行の課題を解決するための方向性について検討していきたい。

II. 運動部活動地域移行の問題点

1. 運動部活動に対する感覚的な捉え方

1) 運動部活動の歴史的な潮流

運動部活動の地域移行の問題点を捉えるためには、運動部活動についての歴史的潮流の把握は不可欠である。スポーツ界では「学校の運動部活動が日本のスポーツ文化を牽引してきた。」というのが、一般的な認識として定着しているが、そのように言われる所以は、運動部活動が始まった明治時代まで遡る。

1872(明治5)年わが国初の近代的学校制度を定めた「学制」が公布されたが、それから間もない1886(明治19)年には当時の東京帝国大学(現・東京大学)で、学内の各運動部を取りまとめる「帝国大学運動会」、現在の大学の体育会にあたる組織が設立されている。この帝国大学運動会の設立を皮切りに、1987(明治20)年に東京商業学校(現・一橋大学)、1992(明治30)年に慶應義塾(現・慶應義塾大学)に同様の団体が設立され、その後も次々と高等教育機関で運動部活動が組織化されていった。その後、明治後半期には現在の中学校・高等学校の前身でもある全国の旧制中学校に運動部活動を推進する校友会が設立・整備されている。このような中等教育機関の全国的な運動部活動の普及は、やがて全国中等学校優勝野球大会、いわゆる甲子園大会の開催、さらにはテニス・競泳などの各競技種目ごとの全国大会へと結びついていき、大正期を経て昭和初期になると学校文化として根付いていくのである。さらに1945(昭和20)年8月にポツダム宣言を受諾し、敗戦国となった我が国であったが、同年9月には京都大学と第三高等学校の学校間対抗試合が行われ、1年後の1946(昭和21)年には甲子園大会が復活するなど、敗戦直後から運動部活動は再開されている²⁾。

戦後、学制改革の一つとして1946(昭和22)年「学校教育法」が公布され、中等教育段階の旧制中学校は、新たに3年課程の新制中学校と新制高等学校として発足することとなった³⁾。それに伴い全国の学校にある運動部活動を統轄する団体として、1947(昭和23)年に「全国高等学校体育連盟」(以下、高体連)が発足し⁴⁾、続けて1955(昭和30)年「全国中学校体育連盟」(現・日本中学校体育連盟)が発足した⁵⁾。

戦後も引き続き開始された運動部活動には学校

文化として多くの生徒が参加している。1955(昭和30)年の部活動加入率は中学校で46.0%、高等学校で33.8%であったものが、1960年代後半から2000年代にかけては持続的に増加傾向を示し、中学校では1996(平成8)年に73.9%と最高値を示し、高等学校では2001(平成13)年に52.1%の最高値を示すなど、部活動への生徒加入率は著しく増加していったのである²⁾。

2) 学習指導要領の影響

そうした部活動の高加入率の背景には、ナショナルカリキュラムとして法的拘束力を持つ学習指導要領の影響も大きいと考えられる。中学校では1969(昭和44)年改訂で特別活動「A生徒活動(2)クラブ活動」として、高等学校は1970(昭和45)年改訂で、各教科以外の活動「第3クラブ活動(2)体育的活動」として、全生徒がいずれかのクラブに所属しなければならない「必修クラブ化」が示された⁶⁾。

さらに1989(平成元)年の改訂では、中学校、高等学校ともに特別活動の内容の取扱いにおいて「(略)、なお、部活動に参加する生徒については、当該部活動への参加によりクラブ活動を履修した場合と同様の成果があると認められるときは、部活動への参加をもってクラブ活動の一部又は全部の履修に替えることができるものとする。』⁷⁾と部活動のクラブ活動代替可が示され、クラブ活動と部活動の位置づけやねらいが曖昧となり⁸⁾、部活動への加入が促進される契機となったと考えられる。

その後、中学校では1998(平成10)年、高等学校では1999(平成11)年改訂の学習指導要領で「クラブ活動」が廃止された⁹⁾。クラブ活動廃止の下地を作ったのはクラブ活動の部活動代替で、クラブ活動と部活動の性格及び教育的効果を同様のものと捉えようとする観点が見られる。しかし、両者は教育課程の内外、必修と選択という形式の違いだけではなく、活動の性格そのものが基本的に異なることを見落としてはならない¹⁰⁾。といった指摘があったものの、それまで必修クラブとして、全員参加となっていた捉え方の流れは変わらず、依然として学校の教育の一環として、部活動は教師が指導するものという認識が根強く残されたままであった。

東洋経済新報社が2023年5月に「中学生の子どもを持つ保護者300人を対象にしたアンケート調査」を実施し、部活動に関する考えを聞いた結果、「教

員の長時間労働」、「教員がわずかな手当てで部活動指導をしていること」、「部活動顧問は経験の有無に関わらず基本的に全員強制」といった部活動と教員の関係に係る問題点について70%超の保護者は理解していた。しかし、部活動の地域移行という方針に対しては賛成が43.3%で半数に満たなかった。反対は12.0%だったものの、わからないが約半数の44.7%を占め、保護者の戸惑いをうかがわせている。また、同調査の「今後の部活動のあり方に対する考え方」の保護者の回答には(原文のまま)、「専門性のある外部の指導者に委託すべき」「先生の負担を減らすべき」「時間外手当を支払うべき」など、部活動の地域移行に前向きな意見もあったが、一方では、少数意見ながら「学校の先生たちも中学校時代同じことをしており、また当時の先生たちは、一緒に学生と接することを楽しんでいて。今の先生たちは、やらされ感ばかり主張しているように見える。」「今よりも昔の方が負担が大きかったと思うので、これ以上、部活の時間を減らさないで欲しい。」「それなりの給与をもらっているのに、(教員が)指導すべきである。」など、さまざまな意見が見られる¹¹⁾。

教員の多忙化が社会問題となり、その大きな要因に部活動指導が挙げられ、教員を志す人数が激減するなどの影響が深刻化している今日にあっても、まだ、一部には部活動に対し旧態依然とした状況であることが、部活動地域移行の一つの問題点として挙げられよう。

2. 受け入れ側の問題

1) 受け皿となるスポーツ団体等の現状

運動部活動地域移行の受け皿として真っ先に考えられるのは、既存の総合型地域スポーツクラブ、地域のスポーツ少年団やクラブチームなどの地域のスポーツ団体である。総合型地域スポーツクラブについては、2022(令和4)年7月現在、全国1,741市区町村の80.5%にあたる1,401市区町村^{注1)}においてクラブが育成(創設及び創設準備)されている。その内訳をみると1,336の市区町村においてクラブが既に創設されており、121の市区町村において新たなクラブが創設準備中となっている。また、全国で育成されているクラブ数をみると、3,584のクラブ^{注2)}が育成されており、そのうち、3,450のクラブが既に創設

され、133のクラブが創設準備中となっている¹²⁾。長野県は2021(令和3)年4月現在、77市町村の64.9%にあたる50市町村に69の総合型地域スポーツクラブが創設されている¹³⁾。こうしてみると、全国、長野県ともに多くの市区町村に総合型地域スポーツクラブは創設されているように感じるが、同時期の長野県の人口が2,036,033人¹⁴⁾であることを踏まえれば、29,508人に一つのクラブしか存在していないことになる。加えて当然のことながら総合型地域スポーツクラブがない市区町村もある。また、全国規模でクラブ員の内訳をみると、小学生が25.9%と最も多く、次いで70歳以上9.9%、中学生6.4%と、中学校には部活動があるとはいえ、中学生の参加比率は決して高くないことも明らかである¹²⁾。

また、地域によっては総合型地域スポーツクラブに加えて、プロスポーツチーム、民間事業者、フィットネスクラブ、大学等の多様なスポーツ団体等も受け皿として想定されるが、そうした団体が地域に存在している環境は、地方に行けば行くほど少なく、そうした地域では学校やPTAなどが主体となって組織する地域学校協働体や保護者会等の団体に委ねるしかないのが実情であろう。

2) 指導者の確保

これまでの運動部活動が抱えていた課題を踏まえた地域移行を考えた時、専門性や指導者に相応しい資質を有する質の高い指導者を確保することは絶対条件である。2023(令和5)年に日本中学校体育連盟に加盟している全国の中学校は、10,208校中10,064校、加盟部活動数は男子57,896部、女子49,806部、計107,702部である。長野県では200校中198校、男子995部、女子414部、計1,409部が加盟している。この数値の中には全国、長野県ともに、合同部活動として複数の学校の部と一緒に活動して場合もあるし、逆にラグビーやテニス(硬式)などの参考競技が含まれていないなど、必ずしも正確な数値とは言えないが、少なくとも全国では100,000前後、長野県では1,400前後の運動部が存在していることは確かである¹⁵⁾。

これだけの数の部活動に対し、教員に代わって地域の指導者がこれまで通りの方法で部活動を展開するとしたら、部活動数分の指導者が必要となるのだが、令和5年度の調査では学校教育法施行規則第七十八条の二に定められ、非常勤職員として教員と

同様に部活動の顧問を務めることができる「部活動指導員」は全国で8,759名、長野県では249名が任用されているのみである。また、顧問の教諭等と連携・協力しながら部活動のコーチ等として技術的な指導のみを行う「外部指導員」は全国で27,825名、長野県では703名が委嘱されており、両者を合計しても全国で36,584名、長野県では952名と、運動部の設置数とは大きな開きがあるというのが現状である¹⁵⁾。

また、指導者の質という点では地域による違いは見られるものの、一般的な任用条件として

〈以下の1~3の全てに当てはまる者〉

1. 年齢満20歳以上(または18歳以上)であること。
2. 指導する部活動の実技指導に関し高い技術と指導力を有し、指導に対する熱意と、勤務する学校の部活動方針への理解を有すること。
(元を含む競技者や学生にあっては、競技団体や大学からの推薦を必要とする場合もある)
3. 以下のいずれか一つに該当すること。
 - ア 教員の経験(現職も含む)がある者
 - イ 学校での部活動の指導経験がある者(部活動外部指導者等)
 - ウ 日本スポーツ協会コーチなどの公的資格を有する者で、地域のスポーツ活動(スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ等)において指導経験がある者

などの条件を示しているだけでなく、指導者に対する事前や年度途中の研修を課している地域もある。部活動の対象が中学生であり、多くの教育的意義を持つと言われる活動であるだけに、必要な条件とも言えるが、指導者の質と共に量を確保するという事を考えれば、誰もが関わるといふ易しい条件レベルとは言えず、質、量ともに必要な指導者を確保できるか現状では明確ではない。

3) スポーツ施設の確保

スポーツ団体等が学校体育施設を利用する場合、誰が施設管理を行うかという問題が生じる。現在でも学校体育施設については、多くの自治体では管理者を定めて一般開放しているが、今後、部活動の地域移行が進めば、これまで以上に多様な団体の利用や利用頻度の増加、さらには学校体育備品の利用なども想定される。また、今後、運動部活動同様に吹奏楽部など文化部の活動についても地域移行が実施されれば、場合によっては音楽室など体育施設以外

の校舎内の利用も考えなければならない。さらに、学校部活動は一つの体育施設を複数の運動部が同時に利用したり、曜日を決めて順番に利用したりすることが、どこの学校でも当然のこととして受け入れられているが、地域クラブとして活動する場合も同様の利用方法でよいか検討する必要があるなど、これまで通りの一般開放の方法で対応可能かどうか改めて検証していく必要があるだろう。また、公共スポーツ施設やスポーツ団体・民間事業者等有するスポーツ施設を利用する必要が生じる地域も想定されるが、施設数、利用方法など、学校体育施設以上に難しい問題が生じるものと予想される。

4) マネジメント体制の確立

学校や生徒が部活動に対して持っている願いや要望と、スポーツ団体、指導者、施設をどのようにマッチングさせ、コーディネートしていくのか、そして、それをコーディネーターとして誰が担うのかというマネジメントの問題は地域移行を実現させるためには見落としはならない事項である。これまでの運動部活動は生徒が、学校で設置されている部の中から、自分がやりたい種目を自分で選択することで運営されてきた。中には選択したい種目がなかったり、志向性が違ったりする場合もあったが、そうした時、生徒は学校内にある他の種目を選択するか、さもなければ地域クラブなど学校外の組織へ加入するなどしてきたが、いずれにせよ生徒に選択権が与えられた活動であった。このようにこれまでは一部に学校外組織との関わりが必要だったにせよ、多くの場合は学校という単一の組織の中だけで完結できる体制が整えられていた。そのため、難しいマネジメント行動をとる必要もなく、係となった教員が生徒から入部希望調査をとって、生徒の所属状況を把握する程度で、あとは顧問教員が指導しながらそれぞれの部の運営をするという形で学校の部活動は存続することができた。

しかし、運動部活動が地域移行となった場合、生徒が学校を離れ地域のスポーツ団体に所属するにしても、生徒には地域にはどのような種目の団体があり、その団体はどのような志向性を持った活動をしているかなど、地域のスポーツ団体を紹介し、生徒に選択肢や選択の機会を与える必要がある。また、既存の学校の部活動を基盤に地域クラブとして新たに創設・運営をしていく場合や、複数の学校の部活

動を地域のクラブとして再編成する場合も、学校ごとの部員数、顧問教員の協力体制や指導歴、地域にはどのような資格や経歴、考え方をを持った指導者がいるのかなどの情報をあらかじめ得ておかなければならない。さらに、活動場所は活動する人数、内容、頻度、所在地、アクセス方法などを踏まえた上で、学校体育施設を利用するのか、地域の体育施設とするのか、希望する活動場所が他団体と重複した場合はどのように調整するかなど、多様な点に配慮しながらマネジメントをする必要がある。

また、部活動の地域移行で重要となるのは、こうした多岐にわたる内容のマネジメントを誰が担うのかという問題である。実際に運動部活動の地域移行を視野に立ち上げられた長野県にある地方都市の「運動部活動改革プラン調査・実践研究検討委員会」でも、これは重要な論点となった。これらのマネジメントを学校がやらなければならないとしたら、それだけでかなりの負担となり、運動部活動地域移行の目的の一つである教員の負担軽減とは逆の方向に進むことになる。学校以外の組織や人材としては、市町村教育委員会、連盟・協会などの競技団体や各地域のあるスポーツ協会、PTAなどの統括的組織、総合型地域スポーツクラブや地域スポーツクラブなどの単体の組織、あるいは非常勤職員として地域スポーツの中核的役割を果たしているスポーツ推進委員などの人材が考えられるが、負担の大きさ、マネジメントできる範囲などを考えると、いずれも一長一短があることは否めない。

5) 安全体制の確立

学校の運動部活動では、基本的に教員が指導者として参加しているか、もし、何らかの事情で不在であったとしても、学校内にいる養護教諭など他の教員が事故発生時には対応してきた。また、万一事故が起きた場合も、学校管理下における災害として、独立行政法人日本スポーツ振興センターが災害共済給付(医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給)を行っている。

令和4年度に中学校において災害共済給付制度を利用した件数は251,873件で、そのうち、課外活動中の事故が115,267件と全項目中最も多く、全体の45.8%を占めている(表1)¹⁶⁾。この課外活動には文化部活動中の事故も入っているため、純粋に運動部活動中の事故とは言い切れない部分もあるが、活動

内容等から考えても、そのほとんど大部分は運動部活動中の事故と考えてもよい。

しかし、学校部活動の運営主体が地域のスポーツ団体等に移行した場合、当該スポーツ団体は「独立行政法人日本スポーツ振興センター法第3条」に定める学校には該当しないため、災害共済給付の加入および給付対象とはならず、万一、事故が発生した場合でも補償されない。これは指導者についても同様で、休日の地域クラブ活動において、教師が教育委員会に兼職兼業の許可を得て、地域のスポーツ団体等の指導者として当該スポーツ団体等に参加する生徒を指導する場合であっても、その活動の運営主体が地域のスポーツ団体等である場合は、学校の管理下の活動とは認められず、災害共済給付の給付対象とならない上に¹⁷⁾、兼職兼業の教員が地域のスポーツ団体で指導にあたっている際、生徒や他者にけがをさせてしまった場合、これまでのように国家賠償法は適用されない¹⁸⁾。

さらには、体罰、各種ハラスメント、暴言などが起こった時に、学校部活動であれば担任教師や養護教諭など、顧問以外の身近に相談できる大人がいたが、地域のスポーツ団体においてそうした役割を担うことができる大人の存在があるのかという問題もある。

このような事故や事案による補償やケアをするための安全体制の確立は、生徒を守るということだけでなく、これまで運動部活動が担ってきた心身の健全な育成を期するというスポーツの意義や価値を地域移行後の地域のスポーツ団体が引継ぎ、守っていくという意味でも重要なことと言える。

6) 大会運営およびその参加

運動部活動に所属している中学生にとって最大の目標は、全国中学校体育大会(以下、全中)である。全国各地区や各都道府県を代表する選手、チームが一堂に会して競い合う大会には、全中以外にも各競

技団体等が主催する大会があるが、学校の部活動を対象とした大会としては、全中が最高峰の大会と言っても過言ではない。この大会に参加するためには、各地区、各都道府県、市町村などの予選を勝ち抜くことが必要だが、それ以前に日本中学校体育連盟(以下、中体連)へ加盟することが基礎条件となっている。中体連は国内ほぼ全ての中学校が加盟(98.6%：令和5年度加盟校調査集計)⁵⁾しており、市町村の大会から全中まで、スタッフなど大会運営の多くを中体連の役員およびその委嘱を受けた教員が担っているのが現状である。

運動部活動の地域移行の動きが活発化し、学校部活動に所属している生徒以外にも、地域のスポーツ団体に所属してスポーツに取り組んでいる生徒が増え始め、社会的なニーズも高まってきた。それに伴い、中体連では参加資格をこれまで「都道府県中体連に加盟する学校に在籍する生徒」としてきたものに加えて、都道府県中体連を通して日本中体連に加盟申請した選手、団体も認めることとした。また、チームスポーツにおいては、これまで学校単独チームの参加のみ認めていたが、生徒数の減少に伴い単独チーム編成ができない救済措置として、合同チームの参加も認めるようになった¹⁹⁾。しかし、大会運営の中枢は相変わらず教員が中心となって大会役員を構成している。そのため、運動部活動の地域移行が今以上に進んでいった時に、地域のスポーツ団体の関係者が中心となって大会運営をすることが可能かどうか、また、それが難しいとなった場合、どのように大会を運営していくのかという点は、非常に難しい課題となっていくことが予想される。

7) 運動部活動の地域移行に係る経費

運動部活動の地域移行を進めるための経費には、スポーツ団体の運営経費、指導者に対する給与等が考えられるが、それをどのように捻出するかというのは、現実的には最も大きな課題となろう。内閣府

表1 令和4年度 中学校 場合別事故発生件数・割合

	各教科等	学校行事を除く特別活動	学校行事	課外指導	休憩時間	寄宿舎にあるとき	通学中	合計
発生件数	83,083	5,696	8,865	115,267	27,989	151	10,814	251,873
割合(%)	33.0	2.3	3.5	45.8	11.1	0.1	4.3	100.1

NPO ホームページで公開されている長野県にある地方都市で活動している特定非営利活動法人の総合型地域スポーツクラブの事業報告ならびに決算報告である(表2、表3)²⁰⁾。

このスポーツクラブは多種目、多世代、多様な総合型地域スポーツクラブとしての特色をキーワードに、地域に根差した活動を展開している。そ

のため、本研究の対象である運動部活動の地域移行に供するためのスポーツ団体とは言えないが、一般的な地域スポーツ団体の運営状況の一つの例としてみることができ、資料からはこのクラブの年間の事業収支が赤字となっていることが読み取れる。こうした地域のスポーツ団体の財務状況が厳しいという点については、これまでの部活動地域移行の実証研究でも明らかにされており、クラブの運営経費を生徒の受益者負担だけで賄うことができない現状であることが報告されている¹⁸⁾。

また、部活動指導員の給与や外部指導員の報酬といった経費も必要である。実際にその算出をすることは現時点では難しいが、長野県の部活動指導員任用補助事業²¹⁾の内容をみてみると(表4)、一人あたり、年間336,000円の給与が必要となる計算である。

他の都道府県の雇用条件をみてみると、東京都大田区の場合、勤務条件は(表5)のとおりで、月額給与だけで年間の費用は2,418,492円、さらにこれに諸手当を含めれば、かなりの金額となる²²⁾。

このように部活動指導員の給与は都道府県や市区町村によってかなりの開きがあるが、部活動指導員の給与についての全国的なデータがないため、正確なことは言えないが、自治体のホームページなどで公開されている内容からは、時給1,400円～2,000円、年間200時間～400時間程度という地域が多い。その

表2 令和4年度事業報告

事業	実施回数 (年)	従事者数	延べ従事 者数	延べ参加 者数
A	11	4	44	118
B	39	3	117	298
C	17	2	34	176
D	39	3	117	929
E	18	2	36	271
F	19	4	76	147
G	18	3	54	264
H	18	3	54	214
I	1	6	6	80
J	1	10	10	41
K	7	1	7	42
計	188	41	555	2580

表3 令和4年度活動計算書

	科目	金額	備考
収入	会費	190,000	1,015,202 正会員・賛助会員 参加料・受託料等 利息
	助成金	20,000	
	事業収益	805,200	
	その他の収益	2	
支出	人件費	389,352	1,086,964 謝金・旅費 借損料・消耗品等 会議費・印刷通信費等
	その他の経費	247,335	
	管理費	450,277	
決算	当期増減額	-71,762	
	前期繰越額	528,920	
	次期繰越額	457,158	

※M総合型地域スポーツクラブの報告をもとに筆者が必要事項を抽出し作成した。そのため、事業のうち詳細が不明なリーグ戦を除いた。

ため大田区の例は特殊なのかもしれないが、本業を持ちながら、副業的に部活動の指導にあたるというのであれば、年間40万円程度でも問題はないと思われるものの、部活動指導員を生業とするとなれば、大田区が示している条件であったとしても現実的にかなり厳しいだろう。

部活動指導員の報酬の総計を考えた時に、全国でどれくらいの経費が必要となるのか、非現実的な話であることを承知で触れてみたい。現在の学校で行われている部活動の体制をそのまま維持することを前提に、全国および長野県の部活動数の分だけ部活動指導員を任用した場合、必要となる経費は(表6)の通り、全国で2,600億円余、長野県でも4.7億円余であった。ここでは合同部活動などの現状の取組みを無視した乱暴な論理に基づくものである。しかし、

一方では現在、部活動顧問をしている教員に対し、相当分の手当を支給するとしたら、これだけの経費がかかっているということを示している。換言すれば、これだけ莫大な金額の仕事は教員は、これまでほぼ無償に近いボランティアでやってきていたということに他ならず、部活動の闇の部分に改めてクローズアップされたと言えよう。

こうした地域移行に係る経費に対する予算について、スポーツ庁は2022(令和4)年8月の「令和5年度概算要求」の段階では、「部活動の地域移行に向けた支援事業予算」として「地域スポーツクラブ活動体制整備事業等」81億円余、「中学校における部活動指導員の配置支援事業」に20億円余を計上していた。この概算要求予算だけでも十分とは言えないと推測できるが、同年12月に公表した「令和5年度予

表4 長野県 部活動指導員任用補助事業

事業主体	市町村、学校組合
補助対象経費	報酬、期末手当、交通費
補助率	2/3以内(国1/3、県1/3)
単価	1,600円/時間
任用時間	1名あたり210時間/年(1回2時間×3日/週×35週)

表5 大田区【令和6年4月任用】部活動指導員(会計年度任用職員)を募集案内

勤務時間	週5日、1日4時間勤務(休憩時間なし) 始業・終業時刻、週休日は学校ごとに決定。週休日は平日で1日、土日で1日の計2日。 所定外労働時間 業務の都合上時間外勤務となる場合あり
報酬	月額 201,541円 令和6年3月31日時点で当該職としての任用期間が引き続き1年以上ある方は202,285円 期末・勤勉手当、通勤手当相当額、超過勤務手当あり
社会保険	公立学校共済組合(短期給付(健康保険等))、厚生年金及び雇用保険に加入。
その他	年次有給休暇、夏季休暇、病気休暇、慶弔休暇等あり

表6 部活動数に合わせた部活動指導員を任用した場合の経費

地域	性別	部活動数	年間経費	合計	総合計
全国	男子	57,896	¥2,418,492	¥140,021,012,832	¥260,476,425,384
	女子	49,806		¥120,455,412,552	
長野県	男子	995	¥336,000	¥334,320,000	¥473,424,000
	女子	414		¥139,104,000	

算(案)」では、「部活動の地域移行等に向けた実証事業」に名目を変更した上で、(表7)に示したとおり、予算額をそれまでの100億円規模から30億円規模へと大幅に縮小した²³⁾。その背景には前述したように、2023(令和5)年度から3年間をかけて、休日の運動部活動の地域移行の完了を目指し「改革集中期間」としていたものを「改革推進期間」に表現を変更し、地域移行の達成時期についても「地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す」としたスポーツ庁の方針転換がある。

3. 依頼する側の問題

1)1970年代の運動部活動の社会体育化の失敗と現状

2020(令和2)年9月に文科省の「学校の働き方改革を踏まえた部活動地域移行について」で休日の部活動の段階的・地域移行が示され、翌2021(令和3)年10月にはスポーツ庁が「運動部活動の地域移行に関する検討会議」を設置したことで、運動部活動の地域移行が本格化した。これまで、日本のスポーツの基盤を形成してきた学校の運動部活動は、大きな転換期を迎えることになるのだが、実はこれと同様の動きが1970年代にもあった。

1964(昭和39)年の東京オリンピック開催が決定し、わが国では1961(昭和36)年に「スポーツ振興法」が制定され、スポーツ振興に関する施策の基本が示された。ヨーロッパでは1975(昭和50)年にみんなのスポーツ(Sports for all)憲章が採択され、全ての人がスポーツに参加する権利を有することを規定したことも少なからず影響した²⁴⁾。そうした状況の中で学校部活動も活発化していくのであるが、運動部活動の拡大は教員の負担増加という問題を生み出すこととなり、その解決策として運動部活動の「社会体育化」が進められた。

これは国が主導したものではなかったが、文部省(現・文科省)が「運動部活動は教育課程の一部ではないが、学校教育活動の一部」であり、それを「学校の教育計画の中に盛り込んで実施するかどうかは、当該学校の判断に委ねられている。」としたことで、いくつかの地域・学校では、運動部活動の社会体育化が試みられた。しかし、「事故補償制度の不十分さ」、「競技団体による過熱化を防ぐために学校が主体となった運営が必要」、「生徒指導の有効な手段などの運動部活動の教育的価値が見直され、学校が運動部活動を手放さなかった」、「クラブ活動の必修化による学校体育の充実を目論む国の施策」といった理由から、運動部活動の社会体育化は急速に勢いを

表7 令和5年度概算要求および予算(案)主要事項

令和5年度概算要求	<p>【運動部活動の地域連携や地域スポーツクラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備等】</p> <p>(1)地域スポーツクラブ活動体制整備事業等【拡充・新規】 8,177,182千円 令和5年度以降の休日の運動部活動の段階的な地域移行と地域スポーツ環境の一体的な整備に向け、スポーツ団体等の整備充実、指導者の確保、参加費用負担への支援等を総合的に推進する。【地方自治体、民間団体へ委託、補助】</p> <p>(2)中学校における部活動指導員の配置支援事業【拡充】 2,016,000千円 各学校や拠点校に部活動指導員を配置し、教師に代わって部活動指導や大会引率を担うことにより、生徒のニーズを踏まえた充実した活動とするとともに、教師の負担軽減を図る。</p>
令和5年度予算案	<p>(1)地域スポーツクラブ活動体制整備事業等【拡充・新規】 1,294,899千円 休日の運動部活動の段階的な地域移行と地域スポーツ環境の一体的な整備に向け、関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備、指導者の確保、参加費用負担への支援等に関する実証事業を実施し、全国的な取組を推進する。また、公立中学校を対象に、地域クラブ活動に必要な用具の保管のための倉庫の設置やスマートロックの設置に伴う扉の改修等、地域移行に資する施設の整備・改修を支援する。【地方自治体、民間団体へ委託、補助】</p> <p>(2)中学校における部活動指導員の配置支援事業【拡充】 2,016,000千円 各学校や拠点校に部活動指導員を配置し、教師に代わって部活動指導や大会引率を担うことにより、生徒のニーズを踏まえた充実した活動とするとともに、教師の負担軽減を図る。</p>

なくすこととなったのである²⁵⁾。

以上のような1970年代の社会体育化の失敗を越えるためには何が必要であろうか。1970年代の社会体育化を阻んだ課題のうち、すでに解決あるいは消失している課題もあるとともに、未だに残されている課題を解決するのは当然であるが、現在、新たな課題も生まれてきている。今は運動部活動の地域移行を国が主導し、社会的な合意形成もなされつつある上、地域のスポーツ団体が増え、活動自体も盛んとなり、運動部活動の受け皿も拡大している。しかし、送り出す側の学校の部活動とりわけ運動部活動は、それ自体が当時と比べものにならないほど肥大化し、活動日数・時間が増え、教師の指導量・範囲も拡大し、過剰とも言える状況にある。この状態をそのまま維持した形で地域移行を求めたとしたら、地域では受け止めきれず、結局は運動部活動の地域移行は1970年代と同様の結果となると予想される。

2) 運動部活動の教育的意義

運動部活動の意義は時代や立場によって変わってきたが、中学校学習指導要領では部活動の意義を次のように示している。「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資する(略)」²⁶⁾。また、スポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の中でも「学校の運動部活動は、スポーツに興味・関心のある同好の生徒が参加し、各運動部の責任者(以下「運動部顧問」という。)の指導の下、学校教育の一環として行われ、我が国のスポーツ振興を大きく支えてきた。また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図ったり、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として、教育的意義が大きい。」²⁷⁾と、運動部活動の教育的意義について述べている。

こうした運動部活動の教育的意義は多くの人、とりわけ運動部活動経験者、中でも実際に学校現場で生徒の指導にあたっている教員の多くが、部活動の賛否に関わらず肌感覚的に理解していることである。それだけに、学校から運動部活動がなくなることに對する抵抗感を感じている人も少なからず存在して

いる。

学校は2002(平成14)年4月より完全学校週5日制が実施され、中学生が家庭や地域で社会体験や自然体験などを行うとされたが、実際には生徒および保護者とも運動部活動の時間の増加を望む意見が大方を占めていた²⁸⁾。また、当時の中学校は全国的な非行問題で揺れ動いていた時期という背景も重なり、運動部活動が非行生徒を更生させた実践報告などの教育的意味が取り沙汰され、運動部活動を生徒の非行防止の手段として位置付ける議論が急速に増えていった²⁾。その結果、学校や教師は運動部活動との関わりを一層深め、部活動の全員加入制や活動量の増大に結び付いていくこととなり、運動部活動の教育的意義の捉え方とリンクしながら、『運動部活動は非行防止の手段であるだけでなく、生徒理解、生徒指導の根幹をもなす』という運動部活動に対する考え方が今日まで続くことになる。

そうした学校文化とも言える事情により、「運動部活動は好ましい人間関係の構築や学習意欲の向上、自己肯定感などの人間性を育成できる。このような人間形成は学校外に出すと実現が難しい。」「クラスになじめなかったり、授業についていけなかったりという生徒も、部活動や部活の仲間の存在が学校での居場所を作っている。こうした生徒にとって、地域移行は学校での居場所を決定的に失うということに繋がる。」といった地域移行反対論に結び付くのである¹⁸⁾。そしてこうした意見は、教員の中からも聞かれるということは無視できない重要な視点である。

3) 運動部活動の外在的価値

対外試合について文部省は1948(昭和23)年に通達の形で、中学校は原則として校内大会までとし、市町村大会や郡市大会、そして宿泊を要しない都道府県大会までが許容範囲とされ、全国大会は禁止されていた。しかし、1964(昭和39)年の東京オリンピック開催に向けた競技熱の高まりや競技団体との関わりの中で、対外試合の規制は弱まっていった。1954年(昭和29)年の通達では、中学校の対外試合は、原則が都道府県まで上げられ、宿泊を要しないブロック大会も許容範囲にされた。その後、1979(昭和54)年の通達では年1回の全国大会が認められ、さらに2001(平成13)年の通達では対外試合の規制が撤廃されている。このことが運動部活動の過熱化に拍車を

かけることとなった²⁹⁾。さらに、こうして実施された対外試合の結果が、生徒にとっては進学や就職に対して、教師や指導者にとっては名誉や社会的評価につながるというスポーツの外在的価値(手段的価値)を生み出す背景となっていくのである。

1987(昭和62)年に臨時教育審議会は青少年のスポーツ活動の振興を図るため、入学者選抜や就職活動でスポーツ・文化活動が積極的に評価されるように配慮することを「教育改革に関する第三次答申」で提言した。これに対応する形で1989(平成元)年には文部省が入学志願者の能力・適性等を合理的に総合して判定する際、「スポーツ・文化等の各種分野における諸活動を適切に評価することが望ましい」として競技実績や文化活動の実績を入試の評価対象と位置づけた³⁰⁾。

そのことにより、特色ある学校づくりが推奨され、他の学校との差別化を図るという意味からも、高校入試におけるスポーツ推薦制度が確立した。さらに部活動の実績、特に客観性のある競技成績はスポーツ推薦入試ではもちろんのこと、一般入試の調査書にも記載されることとなり、入試結果に多少なりとも影響を与えることとなった。また、それは部活動を指導する教員においても同様で、2013(平成25)年度教員採用試験では全国67の教育委員会のうち、94.0%にあたる63の教育委員会で志願書等に部活動に関する記載が求められている。その他にも競技成績の高い受験者へ特別措置も用意されるようになり、33の教育委員会が特別選考を実施している。このことは、教員として部活動の関与が評価されることを意味している³¹⁾。このように競技成績や運動部活動の経験が入試結果を左右する環境に身を置いている生徒や、競技成績が教員評価に直結とまではいかないまでも、生徒、保護者、管理職、地域住民など周辺にいる人からの評価は、間接的なものまで含めれば高まることは間違いのないことである³²⁾。

こうした運動部活動の外在的価値を実際に生かしているのは学校や生徒自身であり、進路指導などにも直結するものであることから、地域移行した場合、こうした運動部活動に関わる評価等はどのようになってしまうのかという危惧する声も無視できないだろう。

4) 受益者負担

学校部活動の大きな利点は、〈全ての生徒が〉、〈部

活動選択の権利を保障され〉、〈日常的に〉、〈移動する必要のない自分が通う学校施設を使って〉、〈教員もしくはそれに代わる責任ある大人に〉、〈無料もしくは実費で〉、〈指導を受けたり、安全に配慮してもらったりしながら活動できる〉ことである。しかし、運動部活動が地域移行されれば、受益者負担の原則から所属する団体を維持するための会費や、活動参加費などを負担することになる。

スイミングクラブやフィットネスクラブなどの営利目的の民間クラブでは、高額な会費を徴収しているところも少なくないし、健康への関心が高まってきた昨今はそうした民間クラブにも多くの人が集まっている。また、その活動内容が充実していればいるほど、より多くの集客ができていたことを考えれば、「運動部活動の受け皿になっているスポーツ団体も活動内容を吟味することによって、受益者負担はそれほど問題にならないのではないか。」という意見もある。しかし、わが国では教育を受ける権利とともに、日本国憲法第26条第2項、教育基本法第5条第4項、学校教育法第6条に基づき、国公立学校における義務教育は無償(授業料不徴収)とされており、日本では長く子どもたちの文化・スポーツ活動は無償という認識が定着している。さらに、これまでの日本の文化・スポーツ活動はボランティアベースで進められてきたということもあり³³⁾、当面は運動部活動の有料化に対する抵抗感は拭いきれないのではないかと考えられる。

長崎県のある町では、県の地域部活動推進事業の委託をうけ、町内にある総合型地域スポーツクラブを受け皿として活動している。その担当者からは、「移行による各部員からの月会費は3,000円。正直、この額では県からの委託金がなければ成り立たない。自立を考えるなら損益分岐点は6,000円が一つの目安だが、国からは経済的困窮家庭への配慮もいわれ、難しい面もある。受益者負担の考えの浸透を図ることも重要だが、県・町民の肌感覚からすれば6,000円はやはり相当高く、支出を抑える考え方も必要になるだろう。」³⁴⁾と述べているが、この話の内容が実際の現場で生徒や保護者などの関係者と向き合っている現実的な本音であろう。

実際、どの程度の負担になるかは、地域、受け皿となる団体、種目、参加形態、移動費用など、様々な条件によって異なると思われるが、子どもの貧困

問題が叫ばれ、親の経済力による教育格差が問題視されている現代社会においては、運動部活動の地域移行においても同様の問題が起こり得るであろう。親の経済力によって子どものスポーツ環境に明らかな差が生じるとするならば、そうした格差を生じさせないような経済支援の方法については一層の検討が必要であり、見過ごすことのできない重要な課題となるはずである。

5) 競技力の低下

部活動は教育課程外の活動でありながら、あくまでも教育の一環としての活動であるという学校教育において非常に曖昧な位置づけがなされてきた。そしてそれは、運動部活動は「教育」なのか、「競技」なのかという二項対立の考え方にも通じている。文科省の対外試合基準の変遷をみても、当初は「教育活動」として位置づけられた部活動が1964(昭和39)年の東京オリンピックの開催をきっかけとして「選手中心主義」が志向され、優れた競技者を養成する場と捉えられるようになった。各競技団体からの要請を受け入れる形で、それまで遵守してきた対外試合基準が徐々に緩和され「競技の論理」が「教育の論理」よりも優先される状況を生み出した³⁵⁾。競技力向上の場はこのようにして学校にも広げられてきたのであるが、その成果は最近のオリンピックなどにおける成績を見れば明らかである。もちろん、わが国の競技力向上のための政策は「学校スポーツの競技化」だけではないが、運動部活動がその一端を担っていることは否定できないだろう³⁶⁾。

こうした競技力向上の問題は、地域移行後に受け皿となる地域のスポーツ団体が、運動部活動に代わって務めればよいだけと思われるが、スムーズな地域移行ができず空白期間が生じた場合、その地域、その年代の競技力は確実に低下するだけでなく、競技力はその性質上、すぐに回復することは極めて困難である。また、運動部活動の顧問には競技経験のない教員もいるため、専門的な指導がなされないことも少なくないが、地域のスポーツ団体は有資格者など専門性の高い指導者が高いレベルで指導する分、より競技力を向上させることができると考えられている。しかしその反面、運動部活動のような高い生徒の参加率を維持できるかどうかは未知数であるのに加え、指導者や団体の志向性は運動部活動以上の差異が生じる可能性も高い。中学生の時期は競技生

活が本格的にスタートする時期でもあり、そうした時期に将来トップアスリートになるような資質の高い生徒を見出すことができなくなることも十分考えられるし、早い段階でのバーンアウト(燃え尽き症候群)も懸念される。そうした競技力の観点から競技団体や指導者の一部には、運動部活動の地域移行を必ずしも歓迎しない意見も聞かれる。

Ⅲ. まとめ 運動部活動地域移行に向けて

前章では、運動部活動の地域移行の課題を「受け入れ側の問題」と「依頼する側の問題」に分けて考察した。前者では「スポーツ団体等の現状」「指導者」「施設」「マネジメント体制」「安全体制」「大会運営と参加」「経費」といった問題をとり上げた。過去に例を見ないくらい本気ともいえる国の政策、運動部活動の地域移行のメリットや教員の負担軽減に対する社会的コンセンサスがそれを後押ししていることもあり、部活動の日数制限、部活動指導員制度の創設、地域クラブの中体連大会への参加など、着実な成果がみられる。しかし、その一方で地方自治体、教育委員会、学校関係者からも地域移行に対する戸惑いの声が上がっているように、一朝一夕に解決できない問題も少なくない。そうした意見の深淵にあるのは、ヨーロッパのような地域に根差し、地域から拡大していったスポーツ文化とは異なり、学校体育、とりわけ運動部活動中心の発展の仕方のみを日本スポーツ文化にあると考えられる。

後者では「社会体育化の失敗と現状」「運動部活動の意義」「運動部活動の外在的価値」「受益者負担」「競技力の低下」などの問題をとり上げた。これらは制度変更により、実現可能なことも多いが、抜本的な変革が必要な部分もあり、教育的にも政治的にもパラダイム転換が必要な印象を受ける。

これらの問題を突き詰めていったとき、以下のような運動部活動に対する意識の問題が存在するのではないかと考えられる。

- ・スポーツは無償で行えるものであり、お金を払って地域スポーツに取り組むことへの違和感、特に子どもたちのスポーツ活動を商業ベースで捉えることへの拒否反応
- ・地域スポーツは行政サービスであり、運動部活

動は学校が運営するもので、住民や生徒はそれを楽しむ側であって、管理運営する側ではないとする受動的な考え方

- ・公共財産であるはずの学校施設の利用制限が設けられる学校施設を管理する責任の在り方
- ・スポーツ活動を通して図られる人間形成は学校以外では難しいとする「教育は学校が担うもの」という教育観
- ・運動部活動を教育なのか競技なのかという2項対立の図式で捉える考え方
- ・スポーツの勝敗の結果を最大の評価ポイントとしている誤った勝利主義や評価方法

などである。

こうした意識や考え方を変えていくのは、やはりそれなりの時間は必要であると同時に、制度や事業の見直しといった具体的な方策を示さなければならぬだろう。その中でも最も大きな課題はやはり財源の問題であると考えている。

上述した通り、スポーツは無償で行えるという国民の意識を変えるためには、国民に負担を求めると同時に、それを推進する手だてとしては漸進的な国からの支援は欠かせず、運動部活動の地域移行も含めた教育分野への財政支出は絶対条件である。ところが、2022年10月4日付の読売新聞によれば、「経済協力開発機構(OECD)が2019年時点の国内総生産(GDP)に占める教育機関への公的支出の割合で、日本は2.8%と、データのある加盟37か国中36位で、前年の同率最下位からは改善したが、依然として低い状況が続いている。」³⁷⁾と報じており、政府にはさらに運動部活動地域移行の財源となる教育分野への予算確保を求めたい。

また、指導者の確保は財政面の問題とともに、必要人数の確保、さらには中学生の指導者として相応しい資質をもった人材の確保や養成を図らなければならない。そのためにも指導者資格の取得や研修の実施、指導者となる社員を認める企業に対する優遇措置や兼職兼業をする教師の負担軽減を含む運用、指導にあたる大学生の単位認定などの法的な整備や支援制度の確立を考えなければならない。同時に指導者や団体と学校や生徒と結びつけるための組織の創設および、それをコーディネーターとして支える人材の確保・養成も同時に行わなければならないだろう。

さらに、学習指導要領の部活動に関する記述は、教育課程外であることを踏まえ、全面的に改訂するとともに、運動部活動が学校主体、地域主体に関わらず、教育としての性格を明確に示すことが必要である。

その他にも、競技力を念頭においた高度化を求める生徒や競技団体とは、運動部活動を完全に切り離すといった大胆な施策も必要である。例えば、滋賀県中学校の教員が近隣校の生徒・保護者を巻き込み、学校の垣根を超えたチーム編成や誰もが楽しく技術向上も考えたルール変更、生徒が主体的に大会運営に関わる大会を開催しているが、こうした競技性にとられない新たな対外試合の在り方は検討に値するだろう³⁸⁾。少なくとも、大会でより上を目指そうとして練習の長時間化・過熱化による怪我や故障、行き過ぎた指導等を招いている現状を改善するためには、運動部活動をスポーツ科学に基づいた適性なものに縮小することが必要であるし、中体連は全国大会の廃止を含め、教育の論理に基づいた大会の在り方について検討すべきである。

本研究では運動部活動の地域移行の現状とその課題及びその背景について考察し、その解決のための方向性を示そうと試みた。しかし、多くの課題とその大きさから、具体的な方策を提示するまでには至らなかったし、本研究自体が部活動の地域移行の足踏み状態と同じ現在地から脱しきれなかったことは否めない。ただ、運動部活動が様々な理由からコントロールを失うほどに超肥大化した現実を直視して、ダウンサイジングしなければならないことは間違いない現実である。そのためには、生徒、教師はもちろん、保護者、競技団体、さらには社会全体が運動部活動が含有する多くの意味と価値を複眼的に見直すことが必要である。

現在、スポーツ庁が目指している運動部活動の移行を「学校から地域へ」という単一方向だけで展開しようとするれば、苦慮する組織が学校から地域に移るだけで、内容的には何も変わらないことになる。そうならないために例えば、運動部活動の見方の一つとして「教育」と「競技」という二つの方向性が存在しているという捉え方があるが、教育的内容を中心とした活動については、学校が運営した組織の方が指導が容易であるため、許容範囲の中で教員が担当する。一方、競技に関わる内容については競技団

体などが育成組織を編成し、競技力向上を目指す活動を展開すればよい。また、その両方を共有する(あるいは、どちらにも含まれない)ような内容は地域総合型スポーツクラブなどの地域組織が担当するといった多方向分散型のアプローチの仕方をした方が、それぞれが抱えるであろう問題点が絞られるだけに解決の糸口が見つけやすいのではないだろうか。また、生徒にとっても自分の志向性に合わせたスポーツへの関わり方ができ、将来を含めたスポーツライフの構築に繋がるはずである。

いずれにせよ、今回の運動部活動の地域移行は、これまで多くの問題を抱えてきた運動部活動に変革をもたらす最後のチャンスであるし、さらに広義に捉えれば、日本のスポーツ文化の転換点とも言える。それだけに運動部活動の変革の動きについて、今後さらに研究を深めていきたい。

注

- ^{注1} 既にクラブが創設されている市町村の中で、新たなクラブが創設準備中となっている場合は、重複してカウントされているため、市町村の合計数を上回る。
- ^{注2} 既設、創設準備中のクラブ数の和が育成クラブの総数と合わないが、スポーツ庁から発表されたデータ通りに表記する。

文献

- 1) 教育新聞, 「部活動の地域移行、改革「集中」から「推進」に軌道修正避けられず」
<https://www.kyobun.co.jp/article/20221223-06> (閲覧日 2023.12.28)
- 2) 中澤篤史, 『運動部活動の戦後と現在—なぜスポーツは学校教育に結び付けられるのか—』青弓社(2018).
- 3) 文部省, 『学制百年史』帝国地方行政学会(1981).
- 4) 全国高等学校体育連盟, 「全国高等学校体育連盟の概要」
https://www.zen-koutairen.com/f_outline.html(閲覧日 2023.12.28).
- 5) 日本中学校体育連盟, 「日本中体連概要」
<https://nippon-chutairen.or.jp/about/> (閲覧日 2023.12.28).
- 6) 文部省, 「中学校学習指導要領 昭和44年4月」「高等学校学習指導要領 昭和45年10月」.
- 7) 文部省, 「中学校学習指導要領 平成元年3月」「高等学校学習指導要領 平成元年3月」.
- 8) 樽木靖夫・木村昭雄・高田麻美, 「学校現場におけるクラブ活動および部活動の課題と対応」『千葉大学教育学部研究紀要』第66巻, 第1号, p.27-34(2017).
- 9) 文部省, 「中学校学習指導要領 平成10年12月」「高等学校学習指導要領 平成11年3月」.
- 10) 安井一郎, 「新教育課程の要点と特別活動改善の課題」『日本特別活動学会紀要』第7号, pp.15-23(1999).
- 11) 東洋経済 education × ICT 調査データ, 「中学生の保護者300人調査! 部活動の地域移行「賛成の親」4割、残り6割の本音」
<https://toyokeizai.net/articles/-/666564> (閲覧日 2023.7.14).
- 12) スポーツ庁, 「令和4年度総合型地域スポーツクラブに関する実態調査結果概要」
https://www.mext.go.jp/sports/content/20230324-spt_stiiki-300000800_1.pdf (閲覧日2023.12.21).
- 13) 長野県教育委員会スポーツ課, 「令和4年 総合型地域スポーツクラブ(県内クラブ)」
https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/sports-ka/sport/gennkyo/documents/r04genkyo_11-1.pdf(閲覧日 2023.12.22).
- 14) 統計ステーションながの, 「毎月人口異動調査(2021年4月分)統計表」
<https://tokei.pref.nagano.lg.jp/statistics/18839>.

- html(閲覧日 2023.12.22).
- 15) 日本中学校体育連盟, 「令和5年度 加盟校・加盟生徒数調査集計表」
<https://nippon-chutairen.or.jp/cms/wp-content/themes/nippon-chutairen/file/kameikou/%E4%BB%A4%E5%92%8C%EF%BC%95%E5%B9%B4%E5%BA%A6%E5%8A%A0%E7%9B%9F%E6%A0%A1%E8%AA%BF%E6%9F%BB%E9%9B%86%E8%A8%88%EF%BC%88%E9%80%9F%E5%A0%B1%E5%80%A4%EF%BC%89.pdf> (閲覧日 2023.12.21).
- 16) 日本スポーツ振興センター, 「学校の管理下の災害[令和4年版]」(2022)
https://www.jpnsport.go.jp/anzen/Portals/0/anzen/anzen_school/R4_gakko_kanrika_saigai/R4-07.pdf(閲覧日 2024.1.5).
- 17) 日本スポーツ振興センター, 「休日の部活動の地域移行に関するQ & A」
https://www.jpnsport.go.jp/anzen/Portals/0/anzen/kyufu_1/pdf/kyuujitsu-bukatsu_qa.pdf (閲覧日 2024.1.5).
- 18) 友添秀則, 「運動部活動の地域移行を問う」『体育科教育』第71巻, pp.11-14(2023).
- 19) 日本中学校体育連盟, 「全国中学校体育大会運営の基本と大会参加基準」
<https://nippon-chutairen.or.jp/cms/wp-content/uploads/2023/05/%E9%81%8B%E5%96%B6%E3%81%AE%E5%9F%BA%E6%9C%AC%E3%81%A8%E5%A4%A7%E4%BC%9A%E9%96%8B%E5%82%AC%E5%9F%BA%E6%BA%96.pdf>(閲覧日 2024.1.5).
- 20) 内閣府, 「NPO法人ポータルサイト—閲覧書類等—」
<https://www.npo-homepage.go.jp/npoportal/detail/020000811>(閲覧日 2024.1.5).
- 21) 長野県教育委員会, 「部活動指導員任用補助事業」
https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/kyoiku/documents/40_bukatsudo.pdf (閲覧日 2023.12.26).
- 22) 大田区「令和6年4月任用 部活動指導員(会計年度任用職員)募集要項」
<https://www.city.ota.tokyo.jp/boshu/0119bukatubosyuu.html>(閲覧日 2023.12.26).
- 23) スポーツ庁, 「予算決算」https://www.mext.go.jp/sports/a_menu/kaikei/index.htm (閲覧日 2023.12.20).
- 24) (公財)日本スポーツ協会, 「スポーツの意義と価値」『リファレンスブック』pp.71-95(2019).
- 25) 中澤篤史, 「1970年代における運動部活動の社会体育化—失敗の歴史を振り返る—」『体育の科学』第73巻, 第4号, pp.222-227(2023)
- 26) 文部科学省, 「中学校学習指導要領(平成29年告示)解説 総則」東山書房, pp.126-127(2018).
- 27) スポーツ庁部活動の在り方に関する総合的なガイドライン作成検討会議, 「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(閲覧日 2023.12.26)
- 28) 神谷拓, 「運動部活動の教育学入門—歴史とのダイアローグ—」大修館書店, p.180(2017).
- 29) 小林力, 「『運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン』の実効性に関する一考察」『人文学研究所報』vol.64, p.52(2020).
- 30) 佐藤博志他, 「ホワイト部活動のすすめ」教育開発研究所, pp.63-64(2019).
- 31) 内田良, 「ブラック部活動—子供と先生の苦しみに向き合う—」東洋館出版社, pp.95-166(2017).
- 32) 神谷拓, 「生徒が自分たちで強くなる部活動指導」明治図書, p.110(2019).
- 33) 八重樫通, 「移行の実際で見えてきたメリットと課題」『体育科教育』第71巻, pp.15-19(2023).
- 34) (公財)日本スポーツ協会 Sports Japan 編集部, 「地域移行の実践研究で分かった4つの焦点「受け皿準備」「指導者確保」「財源確保」そして「大人の意識改革」」『Sports Japan』vol.66, pp.72-73(2023).
- 35) 青柳健隆, 岡部祐介編「部活動の論点—「これから」を考えるためのヒント—」旬報社, p.34(2019).
- 36) 森田啓之, 「運動部活動における「競技力向上」の問題性—「対外運動競技基準」の緩和をめぐって—」『体育・スポーツ哲学研究』15巻1号, pp.3-16(1993).
- 37) 読売新聞オンライン, 「教育機関への公的支出割合、日本はワースト2位…OECDが発表」
<https://www.yomiuri.co.jp/kyoiku/kyoiku/news/20221004-OYT1T50131/>(閲覧日 2024.1.8).
- 38) 神谷拓, 「部活動の地域移行の矛盾」『体育科教育』第71巻, pp.28-31(2023).